

防医教教第1506号
26.6.19

事務局 長
医学教育部 長
病院 長
教務部 長 殿
学生部 長
図書館 長
防衛医学研究センター長

防衛医科大学校長

防衛医科大学校医学教育分野別認証評価委員会設置
要綱について（通達）

改正 平成 28 年 10 月 1 日
改正 令和 4 年 6 月 24 日
改正 令和 5 年 6 月 30 日

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

防衛医科大学校医学教育分野別認証評価委員会設置要綱

(設置)

第1 防衛医科大学校における医学教育の質向上等の観点から、国際基準に対応した医学教育分野別認証評価について所要の検討を行い、その適切な推進を図るため、防衛医科大学校医学教育分野別認証評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、学校長をもって充てる。

3 副委員長は、副校長（教育担当）をもって充てる。

4 委員は、副校長（企画・管理担当）、副校長（診療担当）及び副校長（学生・防衛医学担当）をもって充てる。

(運営)

第3 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

2 副委員長は、第1項の規定にかかわらず、検討を統轄し、必要に応じ、その状況について委員長に報告するとともに、他の会務に関して委員長を助ける。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に参加させ、意見を述べさせることができる。

(会議の設置)

第4 委員会の審議する事項に関し、検討作業を統合的かつ計画的に推進するため、委員会の下に総合検討グループ会議（以下「会議」という。）を置く。

(会議の構成)

第5 会議は、議長、副議長及びメンバーをもって構成する。

2 議長は、医学教育研修センター長をもって充てる。

3 副議長は、医学教育開発官をもって充てる。

4 メンバーは、審議内容に係る専門性等を勘案して議長が指定する。

(会議の運営)

第6 議長は、総合検討グループ会議を招集し、会務を総理する。

2 副議長は、前項の規定にかかわらず、検討作業を統轄し、必要に応じ、その状況について副委員長に報告するとともに、他の会務に関して議長を助ける。

3 副議長は、必要に応じ、関係職員を会議に参加させ、意見を述べさせることができる。

(事務局)

第7 会議における検討作業を円滑かつ適切に実施するために企画立案を行うとともに、検討作業の進捗状況の管理及び調整その他議長の命じる事項を処理するため、会議の下に事務局

を置く。

2 局長は、入学試験室長をもって充て、局員は、入学試験室員をもって充てる。

(グループの設置等)

第8 議長が定める領域別の検討作業を行うため、会議の下に所要のグループを置く。

2 グループは、議長がメンバーのうちから指名するグループ長及び副グループ長その他議長がグループ長の推薦に基づき適当と認めるスタッフで構成する。

3 グループ長は、グループを招集し、グループの事務を総括する。

4 副グループ長は、グループ長を助け、グループの事務を補佐する。

5 グループ長は、必要があると認める場合には、副グループ長及びスタッフの一部を招集し、又は個々のスタッフに検討作業の指示を行うことができる。

6 グループ長は、必要があると認めるときは、副グループ長及びスタッフ以外の者をグループに参加させ、検討作業を行わせることができる。

7 スタッフは、グループ長の指示によりグループの検討作業に従事するものとする。その際、必要に応じ、関係課室等との間の調整を行うものとする。

(各部課室等の協力)

第9 各部課室等は、相互に緊密な連絡調整を行いつつ、委員会、会議及びグループにおける検討に資するよう各種調整、資料作成その他必要な協力を行うものとする。

(庶務)

第10 委員会及び会議の庶務は、医学教育研修センター事務部において処理する。

附 則

この通達は、平成26年6月19日から施行する。

附 則

この通達は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この通達は、令和4年6月24日から施行する。

附 則

この通達は、令和5年7月1日から施行する。